

## 第5章 認知症施策等の推進

### 1 認知症施策の推進

- (1) 普及啓発・本人発信の支援
- (2) 認知症への備え
- (3) 医療・ケア・介護サービス・家族等への支援
- (4) 若年性認知症施策の強化
- (5) 社会参加支援

### 2 虐待防止対策の推進

### 3 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度の利用促進
- (2) 消費者被害の防止

## 1 認知症施策の推進

### (1) 普及啓発・本人発信の支援

#### ■現状と課題

- ① 認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっている中で、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人ができるだけ住み慣れた地域でよりよく、また、自分らしく生活することができる社会をめざす必要があります。
- ② 認知症は早期診断・早期対応につなげることが重要であり、そのためには、地域住民に対して認知症についての正しい知識や理解を幅広く普及啓発するとともに、相談窓口についても周知することが必要です。
- ③ 認知症の診断直後等は認知症の受容ができず今後の見通しにも不安が大きい状況に陥りがちです。そのような状況に対して、認知症ピアサポーター<sup>※1</sup>による認知症本人のサポート活動や、認知症本人同士で語り合う本人ミーティング<sup>※2</sup>が有効です。

※1. 認知症ピアサポーター：認知症の本人が同じ症状や悩みを持つ認知症の方と体験を共有し、共に考えることで本人や家族を支える人のこと

※2. 本人ミーティング：認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場のこと

### 本人ミーティングの紹介



本人ミーティングとは、認知症の本人同士が主になって自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。

「認知症の人たちが中心となって行う」ということ以外は特に決まりはありません。話し合いの進行役や本人のサポート役は必要に応じて同席します。行政や地域の関係者が参加する場合は、オブザーバーとしての参加になります。

具体的な例としては、認知症の本人による進行で、最近感じた楽しかったことやこれからやりたいことなどを発言し合うなどがあげられます。時には困難に感じていることや嫌だったことについての悩みを打ち明け合う時間となることもあります。

この本人ミーティングを定期的を開催することで、一人ひとりが生きがいをもってよりよく暮らしていくきっかけづくりとなります。また、オブザーバーとして参加した行政や地域の関係者にとっては、本人の体験や気持ちの理解を深める場となり、認知症の人が自分らしく暮らし続けるために必要としていることを共有し、本人視点に立つてよりよい施策や支援を一緒に進めるプロセスとなります。



なでしこガーデンサービスでの  
本人ミーティングの様子

## ■ 施策の方向

- ① 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めるとともに、生活環境の中で認知症の人とかかわる機会が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員向けの養成講座の開催の機会の拡大を図ります。
- ② 認知症に関する情報を一元的に発信するサイト「おおいた認知症情報サイトおれんじ」等を通じて、認知症に関する正しい知識や各種相談窓口をわかりやすく周知します。また、世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。
- ③ 認知症の診断を受けた本人及びその家族に今後の生活に安心感を与えるために、認知症ピアサポーターの活動を推進します。
- ④ 「本人ミーティング」の普及を推進します。また、市町村が「本人ミーティング」等を通じて本人の意見を把握し、認知症の人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう働きかけます。

おおいた認知症  
情報サイトおれんじ  
QRコード



## ■ 目標指標

指標名	単位	令和元(2019)年	令和5(2023)年
		基準値	目標値
認知症ピアサポーター登録数	人	5	14
本人ミーティング開催か所数	か所	1	10
施策推進会議等へ認知症本人・家族が参加し意見が反映されている市町村	市町村	6	12

## 1 認知症施策の推進

### (2) 認知症への備え

#### ■現状と課題

- ① 認知症は誰もがなりうるものであり、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症に関する正しい知識と理解に基づいて認知症への「備え」としての取組を推進する必要があります。
- ② 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。また、認知機能低下のある人（軽度認知障害（MCI）のある人を含む。以下同じ。）や認知症の人が社会とのつながりを持ちながら運動等に積極的に取り組むことなどは、進行予防を期待する取組のひとつとして行われています。
- ③ 認知症による行方不明高齢者を迅速に探し出して保護するための地域の体制（SOSネットワーク）の広域連携を整備しました。今後は稼働状況や課題について評価していく必要があります。
- ④ いつの段階においても本人の尊厳が尊重された医療・介護等が提供されることが重要です。特に認知症の人には意思能力の問題があることから、例えば療養する場所や延命措置など、将来選択を行わなければならない場面が来ることも念頭に、そのあり方について検討するなど、あらかじめ意思決定を支援する対応が求められます。
- ⑤ 各市町村において「認知症ケアパス<sup>※1</sup>」の作成を推進してきましたが、作成したパスを効果的に活用する等の取組が望まれます。

※1. 認知症ケアパス：発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの

## ■施策の方向

- ① 認知症に関する情報を一元的に発信するサイト「おおいた認知症情報サイトおれんじ」等を通じて、認知症に関する正しい知識や各種相談窓口をわかりやすく周知します。
- ② 認知症予防に資する取組として、認知症に関する正しい知識と理解の普及を目的とした講座等を市町村と連携して開催します。  
また、地域の介護予防教室やサロンにおける認知症予防プログラムの活用や大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）<sup>※1</sup>等による健康相談など、認知機能の低下を抑制する取組を推進します。  
さらに、認知症の進行予防の視点において、認知症になっても社会とのつながりが継続できるよう身近に通える場等の充実に向けて取り組みます。
- ③ 認知症による行方不明高齢者等が発生した場合に、地域で早期に発見出来るよう関係機関の連携体制（SOSネットワーク）をさらに整備するとともに、広域連携に関する稼働状況や課題についての評価を行い体制の強化を図ります。
- ④ 認知症の人の意思決定支援を推進するため、県弁護士会等関係団体と連携し、関係職種を対象とした認知症対応力向上研修等において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」等を用いた研修を行います。また、広く県民に対して意思決定を行っておくことの重要性を周知します。
- ⑤ 「認知症ケアパス<sup>※2</sup>」について、効果的な活用方法を市町村間で情報共有する場を設けることで、適宜点検を行うことを推進します。また、市町村における「認知症情報連携ツール」の作成を推進します。

※1. 大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）：地域のかかりつけ医として認知症の相談に応じ、日常的な診療や専門医への紹介を行う役割を担う医師。

2. 認知症情報連携ツール：認知症の人が医療機関を受診したり、介護サービスを受けたりする際にスムーズな連携ができるよう情報共有の推進を図るために活用される連携シート

## ■目標指標

指標名	単位	令和元(2019)年	令和5(2023)年
		基準値	目標値
認知症情報連携ツールを作成している市町村	市町村	4	8



## 1 認知症施策の推進

### (3) 医療・ケア・介護サービス・家族等への支援

#### I 早期診断・早期対応のための医療と介護の有機的な連携

##### ■現状と課題

- ① 認知機能低下のある人の認知症の発症遅延や発症リスク低減のためには、できる限り早期に発見して必要な対応を行うことが重要です。
- ② 早期に認知症の診断を受け、適切に薬物療法や介護サービスを提供する環境を整えることにより、認知症の進行を遅らせ、在宅での生活を長く続けることが可能となります。しかしながら、認知症に対する早期対応ができていないために、認知症の症状が悪化し、「BPSD<sup>※1</sup>」等が生じてから医療機関を受診しているケースも見られます。認知症高齢者の多くは身体疾患を有することから、認知症の専門医療機関だけでなく、かかりつけ医や急性期病院、また介護サービス事業所等で連携することが大切です。
- ③ 認知症医療に係る地域の拠点として、鑑別診断や急性期、BPSDへの対応等の専門医療を提供する「認知症疾患医療センター」を県内8か所に設置しています。認知症の人が適時適切な医療・介護が受けられるよう、認知症疾患医療センターを基点に認知症専門医療機関、「大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）」、「認知症サポート医<sup>※2</sup>」、また、「認知症地域支援推進員<sup>※3</sup>」、「認知症初期集中支援チーム<sup>※4</sup>」、地域包括支援センター、介護サービス事業所等が地域の実情に応じて有機的に連携するための機能の強化が必要です。

※1. BPSD：認知症の進行に伴い、認知機能が低下したことによる「中核症状」に加え、環境や周囲の人々との関わり等の影響を受けて、知覚や思考、気分または行動の障害が症状として発現したもの。抑うつ等。

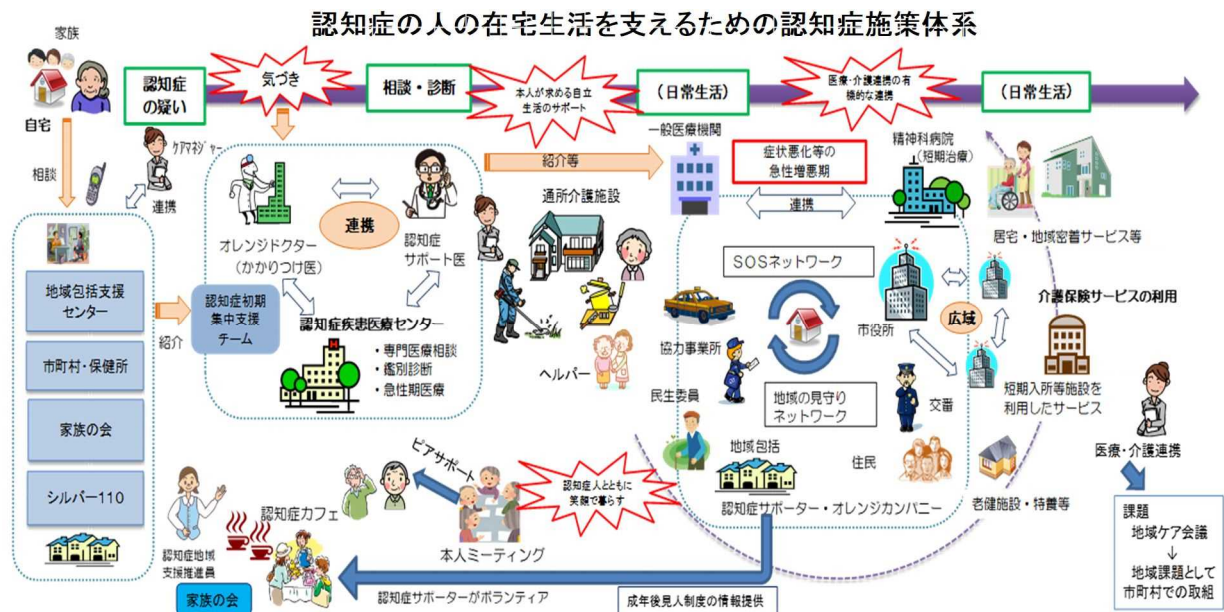
2. 認知症サポート医：大分オレンジドクターに対して指導を行うとともに、地域連携の推進役となる医師。

3. 認知症地域支援推進員：市町村に配置し、地域の支援機関間の連携づくり、認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する。

4. 認知症初期集中支援チーム：市町村で組織され、複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

## ■ 施策の方向

- ① 認知症についての県民の理解を深め、早期の相談・医療受診等を推進するため、認知症に関する相談窓口や医療提供体制に関する情報等について、各関係機関や「おおいた認知症情報サイトおれんじ」等を通じて啓発活動を強化します。
- ② 大分オレンジドクターや関係する医療専門職及び介護・福祉関係者との連携による好事例等を情報共有する場を持つことにより認知症地域支援推進員の活動の充実を図るなど、認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応の体制を強化します。
- ③ 認知症疾患医療センター連携会議の開催等を通じ、認知症疾患医療センターが拠点となった地域の医療及び介護関係機関の有機的な連携を推進します。
- ④ 認知症初期集中支援チームが、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化するため、先進的な活動事例の横展開を行うとともに、チームの質の評価や向上のための方策について検討するための機会を作ります。



## ■ 目標指標

指標名	単位	令和元(2019)年	令和5(2023)年
		基準値	目標値
認知症疾患医療センターにおけるかかりつけ医・地域包括支援センター等との連携件数	件/年	1,661	1,800
認知症初期集中支援チームの介入により医療・介護サービスにつながった人の割合	%	67.0	77.0

## Ⅱ 医療・介護従事者等の認知症対応力向上の促進

### ■現状と課題

- ① 大分オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）は、かかりつけ医として認知症の相談に応じ、日常的な診療や専門医への紹介を行っており、最も身近な立場で認知症の人を支える役割があります。また、認知症サポート医は、大分オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）に対して指導を行うとともに、地域連携の推進役を担っており、今後もその役割が期待されています。
- ② 入院、外来、訪問等を通じて認知症の人とかかわる看護職員は、医療における認知症への対応力を高めるキーパーソンとなることが期待されます。このため、看護職員の認知症対応力を向上させる必要があります。
- ③ 地域の医療機関と日常的な連携機能を有する歯科医療機関や薬局には、認知症の早期発見の役割が期待されており、歯科医師や薬剤師が高齢者と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことが求められます。
- ④ 認知症の人がいかなる場面においても、必要な医療及び適切なケアを受けることができるよう、広く一般の医療・介護従事者が、認知症の人や家族を支えるための基本的知識と具体的な対応方法を習得することが求められています。
- ⑤ 認知症になっても住み慣れた地域で生活することができるよう、また、BPSDへの適切な対応等を図るため、医療・介護関係者が連携して、認知症の人の視点に立ったアセスメントが可能となるよう市町村と連携して推進する必要があります。



## ■施策の方向

- ① 大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）及び認知症サポート医を対象に、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るための研修会を行います。
- ② 認知症の人に対する看護管理者の対応力の向上を図るため、行動・心理症状やせん妄等に関する知識、アセスメント、ケア、院内外の連携等について習得するための研修を引き続き実施します。
- ③ かかりつけ機能に加えて地域の医療機関と日常的に連携する歯科医師や薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修を引き続き実施します。
- ④ 介護サービス従事者の認知症介護の質の向上を図るため、認知症介護指導者養成研修、介護実践リーダー研修、及び介護実践者研修などを実施します。
- ⑤ 認知症の人に対する医療・介護関係者の認知症の人の視点に立ったアセスメント力の向上に向けた研修会を実施します。

## ■目標指標

指標名	単位	令和元(2019)年	令和5（2023）年
		基準値	目標値
認知症対応力向上研修受講者数 （看護職員）※	人	42	200
認知症対応力向上研修受講者数 （歯科医師）※	人	55	290
認知症対応力向上研修受講者数 （薬剤師）※	人	53	230
認知症対応力向上研修受講者数 （一般病院勤務の医療従事者）※	人	106	900
認知症介護指導者養成研修受講者数※	人	1	7
認知症介護実践リーダー研修受講者数※	人	41	200
認知症介護実践者研修受講者数※	人	176	650
認知症介護基礎研修受講者数※	人	65	260

※令和元年度からの延べ人数

### Ⅲ 認知症の人の家族等への支援

#### ■現状と課題

- ① 認知症の人の家族等が正しく認知症の人を理解し、適切に対応できるようにすることで、自宅で生活する認知症の人のBPSDの発症を予防したり、重症化を緩和したりすることも可能となります。
- ② 認知症の診断直後等は認知症の受容ができず今後の見通しにも不安が大きい状況に陥りがちです。そのような状況に対して、ピアサポーターによる認知症本人及び家族へのサポート活動が有効です。
- ③ 認知症の人を介護する家族が、メンタルヘルスも含めた認知症の介護にかかる相談を行い、支援を受けられる体制づくりが必要です。
- ④ 若い世代の介護者（ダブルケアラー・ヤングケアラー）に関する実態を把握し、適切な支援策を検討することが求められます。
- ⑤ 認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集い、情報交換ができる「オレンジカフェ（認知症カフェ）」は、認知症の人やその家族にとって安心して交流できる場となっており、認知症の人を支えるつながりを支援し家族の介護負担の軽減等を図るため、引き続きその役割が期待されます。
- ⑥ 認知症サポーターは、すでに県下で数多く養成され、今後は地域での見守り活動の担い手としてその役割が期待されています。

## ■施策の方向

- ① 認知症に関する情報を一元的に発信するサイト「おおいた認知症情報サイトおれんじ」等を通じて、認知症に関する正しい知識や各種相談窓口をわかりやすく周知します。
- ② 認知症の診断を受けた本人及びその家族に今後の生活に安心感を与えるために、認知症ピアサポーターの活動を推進します。
- ③ 介護者生活情報誌の発行、介護者の集いや認知症介護教室の開催などにより、認知症介護者の精神的な負担の軽減を含めた様々な支援を行うとともに、認知症介護者同士のネットワークの構築を図ります。
- ④ 関係機関と連携して若い世代の介護者（ダブルケアラー・ヤングケアラー）に関する実態を把握するとともに、若い世代の介護者がつながる機会が持てるよう支援します。
- ⑤ ほぼ全ての市町村で展開されているオレンジカフェ（認知症カフェ）について、引き続き市町村等と連携しカフェ同士の交流を支援する等、更なる充実に向けて取り組みます。
- ⑥ 認知症カフェ等を拠点とし、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組み（以下「チームオレンジ」という。）の各市町村での構築を推進します。

指標名	単位	令和元(2019)年	令和5(2023)年
		基準値	目標値
チームオレンジ構築数	市町村	1	9

## 1 認知症施策の推進

### (4) 若年性認知症施策の強化

#### ■現状と課題

- ① 若年性認知症については、本人や家族から「何科を受診すればよいか分からない」「どこに相談したら良いのか分からない」などの意見があり、専門医療機関や相談先の周知を幅広く行っていく必要があります。
- ② 診断後、「これからどうなるかが不安である」「どんな支援が受けられるのか分からない」との意見があり、診断直後に必要な情報を提供し、本人や家族の不安を少しでも解消できる体制を構築することが必要です。
- ③ 若年性認知症の人については、職場でその症状や変化に気付くことが多いこと、また、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きいため、可能な限り雇用継続が図られることが望まれますが、相談時には既に職場を退職してしまっている場合が多く、配置転換等の調整を行うなど退職前の早期から支援を開始する必要があることから、その特性や就労について、産業医や事業主に対する理解促進が重要です。
- ④ 経済的な問題や役割や生きがいの観点から働きたいと思う人が多いのに対し、退職すると再就職が難しく、就労の機会が限られていることから、働く意思のある人が自分にあった仕事に就くことができるよう体制の整備が必要です。
- ⑤ 本人の意思の実現を支援する事業所等を拡大し、若年性認知症の人や関係者等が地域で交流する居場所づくりを促進する必要があります。
- ⑥ 若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担う若年性認知症支援コーディネーターの資質の向上や、認知症地域支援推進員や地域包括支援センターとの連携した広域的なネットワークづくりを促進することが必要です。

#### 若年性認知症に関する相談支援体制

相談機関名	相談内容	相談形態
若年性認知症支援コーディネーター ○人員：1名 ○電話相談：097-583-0955（相談無料） 10：00～15：00 （火～金：第1・2・3土曜日）	受診・診断後のサポート 就労を続けるための支援 各種手続きの窓口へのつなぎ	電話等

## ■施策の方向

- ① 調査等を通じ、引き続き若年性認知症の人の実態を把握します。
- ② 県民の若年性認知症に関する理解を深めるための普及啓発とともに、若年性認知症について不安を抱える人の助けとなるよう必要な情報を発信します。
- ③ 診断直後から集中的に支援が受けられるよう医療機関から直接若年性認知症支援コーディネーターにつながる体制を整備します。また、認知症の診断を受けた本人及びその家族に今後の生活に安心感を与えるために、認知症ピアサポーターの活動を推進します。
- ④ 企業等、働く場での若年性認知症の理解促進に向けて、関係団体と協力して積極的に情報発信を行います。
- ⑤ 若年性認知症の人の雇用相談を障がい者就業・生活支援センターと連携して進めます。また、就労継続支援事業所等での受け入れ状況や受け入れ時の課題を把握し、若年性認知症の人が働ける環境を整備します。
- ⑥ 本人の意思の実現に向けて共に歩む姿勢をもって支援を行う事業所等の拡大を図ります。また、「若年性認知症の人と家族の集い」など本人や関係者等が交流できる居場所づくりの設置を促進し、本人の気持ちを発信する機会として「本人ミーティング」の取組を推進します。
- ⑦ 若年性認知症の人への支援に関わる医療、介護、福祉、雇用等の関係機関が連携して、発症初期から高齢期までの本人の状態に合わせた適切な支援が提供されるよう、若年性認知症コーディネーターを中心に地域でのネットワーク体制を整備するとともに、相談窓口となる地域包括支援センターや市町村等関係機関対象の研修を開催し、『若年性認知症支援者向けガイドブック』の普及啓発を行います。



## 1 認知症施策の推進

### (5) 社会参加支援

#### ■現状と課題

- ① 認知症の人やその家族が住み慣れた地域でいきいきした生活を送ることができるよう、地域で見守り支える体制づくりや社会参加支援、生きがいつくりの取組を推進する必要があります。
- ② 認知症サポーターは、すでに県下で数多く養成され、今後は地域での見守り活動の担い手としてその役割が期待されています。
- ③ 認知症による行方不明高齢者を迅速に探し出して保護するための地域の体制（SOSネットワーク）の広域連携を整備しました。今後は稼働状況や課題について評価していく必要があります。
- ④ 認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集い、情報交換ができる「オレンジカフェ（認知症カフェ）」は、認知症の人やその家族にとって安心して交流できる場となっており、認知症の人を支えるつながりを支援し認知症の人の社会参加を促すために、引き続きその役割が期待されます。
- ⑤ 感染症の拡大や災害の発生等により、認知症の人やその家族の社会参加を阻む要因となる状況が起こった際にも人と人とのつながりを維持できるようにする必要があります。

## ■施策の方向

- ① 認知症の人の社会参加を支えるため、市町村における個人賠償責任保険の導入を推進します。
- ② 認知症による行方不明高齢者等が発生した場合に、地域で早期に発見出来るよう関係機関の連携体制（SOSネットワーク）をさらに整備するとともに、広域連携に関する稼働状況や課題についての評価を行い体制の強化を図ります。
- ③ 認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」について、市町村等と連携しながら、さらなる養成を県内各地で推進し、養成後は認知症サポーターの資質向上のための研修会を開催します。
- ④ 認知症の人の社会参加の支援につながる「チームオレンジ」の各市町村での構築を推進します。
- ⑤ 高齢者の生活と関連の深い企業等による見守り・支援を推進するため、「大分オレンジカンパニー（認知症にやさしい企業・団体<sup>※1</sup>）」の登録を推進するとともに、登録した企業・団体を周知します。
- ⑥ ほぼ全ての市町村で展開されているオレンジカフェ（認知症カフェ）について、引き続き市町村等と連携しカフェ同士の交流を支援する等、更なる充実に向けて取り組みます。
- ⑦ 感染症の拡大や災害の発生等、様々な状況にあっても、人と人とのつながりを維持できるよう、オンラインの活用など新たな方策を検討します。

※1. 大分オレンジカンパニー（認知症にやさしい企業・団体）：認知症サポーターの計画的な社内養成及び継続的なフォローアップ及びその他自主的な取組を実施し、認知症への適切な理解と対応に努める企業等。

## ■目標指標

指標名	単位	令和元(2019)年	令和5(2023)年
		基準値	目標値
大分オレンジカンパニー登録数	箇所	422	542

## 2 虐待防止対策の推進

### ■現状と課題

- ① 養護者による高齢者虐待が依然行われている状況にあることから、高齢者の虐待防止や権利擁護についての県民に普及啓発等の一層の取組が必要です。
- ② 虐待防止に向けては、養護者の介護に対する身体的・肉体的な負担軽減等を図る必要があります。
- ③ 養介護施設従事者等による虐待防止に向けては、普及啓発や研修の充実など虐待防止対策を推進する必要があります。
- ④ 虐待対応窓口となる市町村や地域包括支援センター等の関係機関が連携・協力し、高齢者虐待防止の取組を総合的に推進する必要があります。
- ⑤ 住民に身近な医療機関や介護サービス事業所については、日常的に養護者や家族等と接する機会が多いことから、高齢者の虐待や消費者被害の疑いを早期に発見・把握する役割が求められます。

[表5-1] 高齢者虐待の相談・通報及び虐待件数 (件数)

区 分		平成29年度	平成30年度
養護者による高齢者虐待の対応状況	相談・通報件数	261	312
	虐待件数	131	128
養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況	相談・通報件数	20	19
	虐待件数	4	2

## ■ 施策の方向

- ① 虐待発見者の通報義務、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の利用促進について養護者をはじめとする県民への普及啓発に努めます。
- ② 養介護施設や介護サービス事業所の従事者等を対象とした虐待防止研修を実施するとともに、介護サービス事業所における利用者の人権擁護や虐待の防止等を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の開催等を支援するとともに、施設等への実地指導や監査等の機会を捉え具体的な指導を行います。
- ③ 虐待への対応力向上や関係機関の連携強化を図るため、市町村や地域包括支援センター職員等に対する研修を充実・強化するとともに、市町村の介護サービス相談員派遣等事業の取組を推進するなど、関係機関と一体となって虐待防止に取り組みます。  
加えて、虐待が疑われる事案が発生した際には、市町村の要請に応じて、専門職チームの派遣や市町村が開催する虐待対応ケース会議に参加するなど、市町村が適切に対応できるよう支援を行います。
- ④ 虐待発見者の通報義務、成年後見制度や日常生活支援事業等の利用促進について、養介護施設従事者や医師など高齢者福祉の関係者をはじめとする県民への普及啓発に努めます。

## ■ 目標指標

指標名	単位	令和元(2019)年	令和5(2023)年
		基準値	目標値
高齢者虐待防止等に係る研修への参加者数	人	402	500

### 3 権利擁護の推進

#### (1) 成年後見制度の利用促進

##### ■現状と課題

① 成年後見制度<sup>※1</sup>は、認知症などにより、判断能力が不十分になった方の財産の管理や日常生活の支援等を行う人（後見人・補佐人・補助人）を家庭裁判所が選任し、法的に保護する制度です。

本制度については、こうした支援を必要とする方々を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況にあります。そのため、平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、市町村において、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

② 後見人等の多くは、親族や弁護士等の専門職が選任されていますが、ひとり暮らしの高齢者が増えていく中、財産管理だけではなく、病院での手続や住居の手続など身上監護の必要性も増していることから、地域における後見の担い手として「市民後見人<sup>※2</sup>」を増やしていくことも必要です。

③ なお、判断能力が低下しているものの、契約締結能力を有する方については、成年後見制度と関連する制度として、大分県社会福祉協議会が運営する大分県あんしんサポートセンター<sup>※3</sup>との契約に基づく支援（日常生活自立支援事業）が実施されています。

[表5-2] 成年後見制度の利用ニーズ（平成28年・在宅医療・介護サービス利用実態調査）

調査対象 人数	現在支援を受けている人数			成年後見制度の利用ニーズ		
	計 A	あんしんサ ポート利用 人数	成年後見制 度利用人数	計 A+B+C	必要性はある が利用に至っ ていない人数 B	申立等準備 を行っている 人数 C
36,242 人	606 人 (1.7%)	402 人 (1.1%)	204 人 (0.6%)	1,054 人 (2.9%)	375 人 (1.0%)	94 人 (0.3%)



## ■ 施策の方向

- ① 国の成年後見制度利用促進計画を踏まえ、県民に対する情報提供などにより、成年後見制度の普及に努めるとともに、制度を円滑に利用できるよう、市町村が行う「権利擁護センター」の設置や市民後見人の養成、地域連携ネットワークの司令塔となる中核機関の整備等を支援します。
- ② 市町村と、地域包括支援センターや指定障害者相談支援事業所<sup>※4</sup>、市町村社会福祉協議会等が連携した、細やかな権利擁護体制の整備を促進します。
- ③ 判断能力が十分でない高齢者等を対象として、大分県あんしんサポートセンターが行う、金銭管理や福祉サービスの利用援助等の日常生活自立支援事業を引き続き推進します。

## ■ 目標指標

指 標 名	単 位	令和元(2019)年	令和5(2023)年
		基準値	目標値
権利擁護センター等 <sup>※5</sup> を設置している市町村数	市町村	7	18

※1. 成年後見制度：認知症や精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々が不利益を被らないために、家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が選任した成年後見人等がその方々を保護・支援する制度。

成年後見制度には、判断能力が実際に衰えてから行う「法定後見制度」と、判断能力が衰える前から行うことができる「任意後見制度」の2種類がある。

2. 市民後見人：認知症や精神障がいなどで判断能力が不十分になった人を支援するため、家庭裁判所から選任された地域の一般市民。市民後見人は、市民感覚を生かしたきめ細かい後見活動ができ、地域における支え合い活動に主体的に参画する人材として期待されている。

3. あんしんサポートセンター：認知症高齢者など判断能力が低下している人に対し、金銭管理や書類の預かり等、日常生活の支援を行うため、平成11年度から設置しており、県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会に委託して運営。

4. 指定障害者相談支援事業所：地域の障がいのある人たちに対して、日常生活における相談や様々な支援を行う事業所のこと。具体的には、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画に係る相談対応や作成等により支援を行うもの。

5. 権利擁護センター等：法人後見の受任や市民後見人の養成に加え、国の成年後見制度利用促進計画に基づく「地域連携ネットワークの中核機関」としての機能を担う機関。

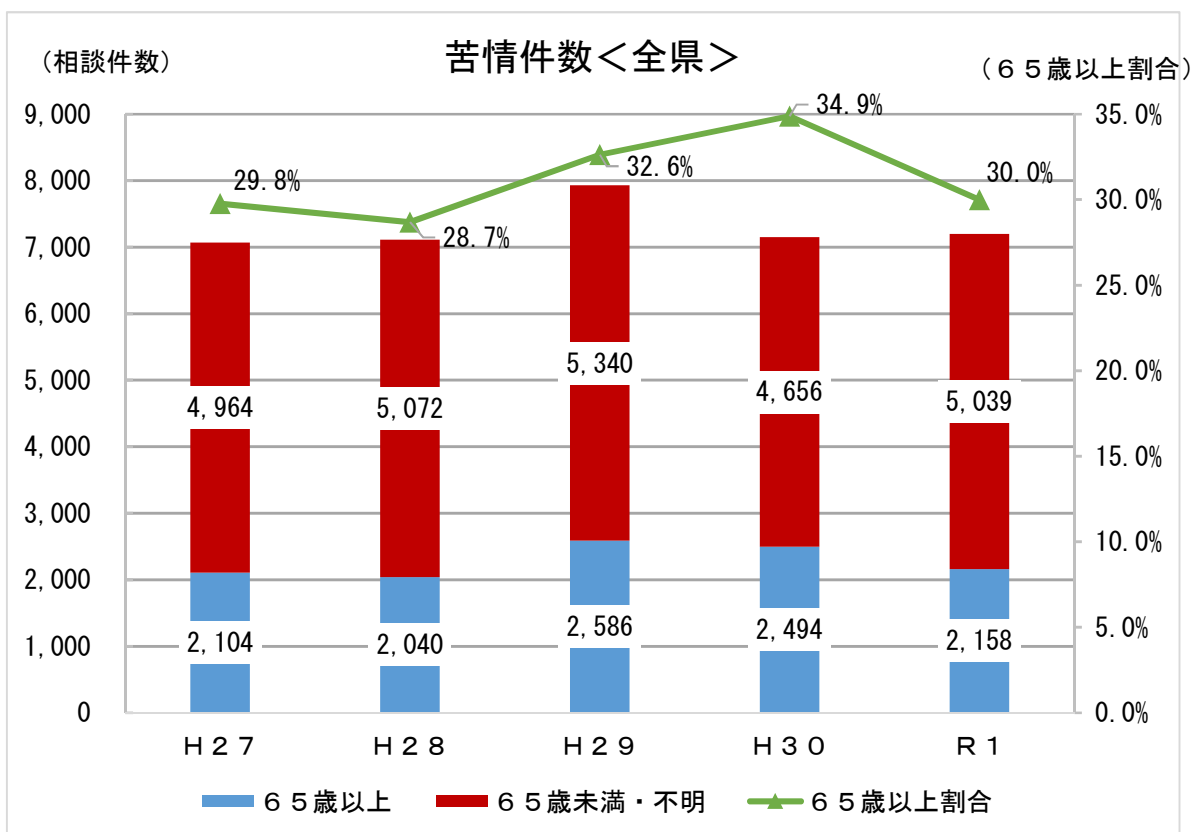
### 3 権利擁護の推進

#### (2) 消費者被害の防止

##### ■現状と課題

- ① 高齢者は悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害のターゲットになりやすく、被害にあっても気づかなかつたり、相談をせずに深刻な被害に至る事態も生じています。
- ② 消費生活センター等に寄せられる消費生活相談のうち65歳以上の相談件数は、全体の3割前後の割合で推移しています。
- ③ 地域の見守りネットワークの構築など、高齢者の消費者被害防止に向けた支援とともに、年代に応じた消費者教育の充実を図る必要があります。

[図5-1] 消費生活相談件数（全県）



(注) 大分県消費生活・男女共同参画プラザ「消費生活相談の概要」

[表5-3] 高齢者の相談内容（大分県消費生活・男女共同参画プラザ分）

順位	H27	H28	H29	H30	R1
1	デジタルコンテンツ	デジタルコンテンツ	商品一般	商品一般	商品一般 ※1
2	健康食品	工事・建築	デジタルコンテンツ	デジタルコンテンツ	デジタルコンテンツ ※2
3	新聞	健康食品	新聞	健康食品	健康食品 ※3
4	商品一般	新聞	健康食品	工事・建築	インターネット通信サービス ※4
5	インターネット通信サービス	商品一般	工事・建築	インターネット通信サービス	携帯電話サービス ※5

(注) 大分県消費生活・男女共同参画プラザ「消費生活相談の概要」

※1 **商品一般**：何の代金の請求か分からない場合など、商品（サービス）が特定できないもの

※2 **デジタルコンテンツ**：インターネットを通じて得られる情報。パソコン、携帯電話、携帯用端末など  
端末の種類は問わない。（事例）有料動画サイト、SNS、電子書籍、占いサイトなど

※3 **健康食品**：いわゆる健康食品、ダイエット食品、栄養補助食品、薬事的な効果又はそれと類似の効果をうた  
って製造、販売される食料品で、それ自体を食するもの

※4 **インターネット通信サービス**：光回線やプロバイダ契約に関する相談（事例）光回線やプロバイダ契約の  
電話勧誘があり、料金が安くなると言われ承諾したが、安くならぬので解約したい。

※5 **携帯電話サービス**：携帯電話サービス、PHSサービス、自動車電話等への加入・利用に関するもの

## ■施策の方向

- ① 住民と身近な市町村の消費生活センターの相談員の資質向上など、消費生活相談体制の充実・強化を促進します。
- ② 高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、市町村や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者を見守る人々への啓発活動や情報提供を行うとともに、高齢者を地域みんなで見守る仕組みづくりに努めます。
- ③ 高齢者などの消費者被害を防ぐため、市町村及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築を支援します。
- ④ 高齢者が消費者被害に遭わないよう、サロンや老人クラブ、公民館等へ消費生活啓発講師を派遣するとともに、健康や将来への不安につけ込む悪質商法への注意を喚起するなど、高齢者の特性に配慮した啓発活動を行います。
- ⑤ 高齢者の消費生活の安全を確保するため、消費者基本法や消費者安全法、特定商取引に関する法律等に基づき、必要に応じて消費者への情報提供、関係機関との連絡調整、事業者への勧告・命令等を行います。

■ 目標指標

指 標 名	単位	令和元(2019)年度	令和5(2023)年度
		基準値	目標値
消費生活啓発講座実施回数 (高齢者対象)	回	243	250